

- 1 監査等の種類 随時監査
- 2 監査の対象 行政部、会計課
源泉所得税の未整理金について
- 3 監査の実施場所 岐阜市役所南庁舎 4階 監査室
- 4 監査の日程 令和2年9月3日～令和2年10月23日
- 5 監査の結果

次のような事項が見受けられたので、改善に努められたい。

なお、軽微な事項については、別途指示した。

[指摘事項] (行政部、会計課)

(1) 源泉所得税の未納付及び過納付について

所得税法第183条第1項は、「給与等の支払をする者は、その支払の際、その給与等について所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月10日までに、これを国に納付しなければならない。」と規定している。

しかしながら、平成27年12月に徴収した源泉所得税のうち11,685円が、平成30年12月に徴収した源泉所得税のうち204円が納付されていなかった。

また、平成30年4月に納付した源泉所得税のうち8,960円が正当税額を超えて納付されたままになっていた。

今後は、所得税法を遵守し、適正な納付事務の執行に努められたい。